

学童保育の現状と今後の方向性

友廣 剛

	放課後児童クラブガイドラインの項目	現在の法律	芦屋の現状	今後の方向性
1	法律等	児童福祉法 放課後児童クラブガイドライン	留守家庭児童会条例 留守家庭児童会施行規則 留守家庭児童会要綱	各自治体で条例化(児童福祉法による) 児童福祉法 子ども子育て支援法(給付に関する法律) ※社会保障審議会 児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」
2	対象児童	1～3年(4年生以上も加えることができる)	3年まで	小学生
3	規模	40名(70名)	定員45名(58名のクラスあり)	40名【参酌すべき基準】
4	開所日・開所時間	地域の実情、保護者の就労状況による	①閉所日 日曜日、祝祭日、お盆休み、年末年始 ②開所時間 通常 放課後～17:00(延長19:00まで) 休校日 8:30～17:00(延長19:00まで) 土曜日 9:00～17:00 ※11月～12月は16:30まで	①年間250日以上【参酌すべき基準】 ②平日3時間以上、休日8時間以上【参酌すべき基準】
5	施設・設備	1人当たり1.65m ² の専用スペースと静養スペース	規定なし	1人当たり1.65m ² の専用スペースと静養スペース 【参酌すべき基準】
6	職員体制	子どもの遊びを指導する者 ※	規定なし	①資格【従うべき基準】 子どもの遊びを指導する者 ※ ②員数【従うべき基準】 2名以上配置(1人は有資格者)
7	放課後児童指導員の役割	①放課後児童指導員としての資質の向上 ②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと	児童の集団活動、個別活動において安全の確保及び情緒の安定を図る	
8	保護者への支援連携	省略		
9	学校との連携			
10	関係機関との連携			
11	安全対策			
12	特に配慮を必要とする児童への対応			
13	事業内容等の向上について			
14	利用者への情報提供等			
15	要望・苦情への対応			

※ 子どもの遊びを指導する者

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 学校教育法 の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項 の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事

四 学校教育法 の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事(指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。))が適当と認めたもの

イ 学校教育法 の規定による大学において、心理・教育・社会・芸術・体育のいずれかに関する学部・学科・専攻を卒業した者

ロ 学校教育法 の規定による大学において、心理・教育・社会・芸術・体育のいずれかに関する学部・学科・専攻において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項 の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法 の規定による大学院において、心理・教育・社会・芸術・体育のいずれかに関する研究科を修了した者

ニ 外国の大学において、心理・教育・社会・芸術・体育のいずれかに関する学部・学科・専攻を卒業した者